

国民健康保険「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」の送付について

令和7年8月1日からの「資格情報のお知らせ」(以下、「お知らせ」)・「資格確認書」(以下、「確認書」)をお送りいたします。
健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード(以下、「マイナ保険証」)をお持ちの人には「お知らせ」を、お持ちでない人には「確認書」を発行しております。
詳細は同封のリーフレットをご覧ください。旧保険証等は回収しませんので、お手数ですが各ご家庭で処分をお願いいたします。

- ・「確認書」及び70歳以上の人の「お知らせ」の有効期限は、令和8年7月31日(70歳を迎える人は誕生月の月末まで、75歳を迎える人は誕生日の前日まで)です。
- ・70歳以上の人の医療費の自己負担割合は、「お知らせ」・「確認書」に記載している割合が適用されます。
- ・令和7年8月1日から被保険者証番号が変わります。番号が変わっても従来通りに医療を受けることができます。
- ・自己負担限度額(月額)は下表のとおりです。

<自己負担限度額(月額) 70歳未満>

区分		外来+入院(世帯)
ア	所得901万円超	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1% <※1>
イ	所得600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1% <※2>
ウ	所得210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% <※3>
エ	所得210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600円 <※3>
オ	住民税非課税	35,400円 <※4>

- ・所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。
- ・70歳未満の人は、21,000円以上の自己負担額は世帯内で合算できます。

- ※1 年4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降は140,100円になります。
- ※2 年4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降は93,000円になります。
- ※3 年4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降は44,400円になります。
- ※4 年4回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降は24,600円になります。
- ※5 70歳以上の人の自己負担割合の判定については裏面をご参照ください。
- ※6 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人。
- ※7 住民税非課税世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない人。

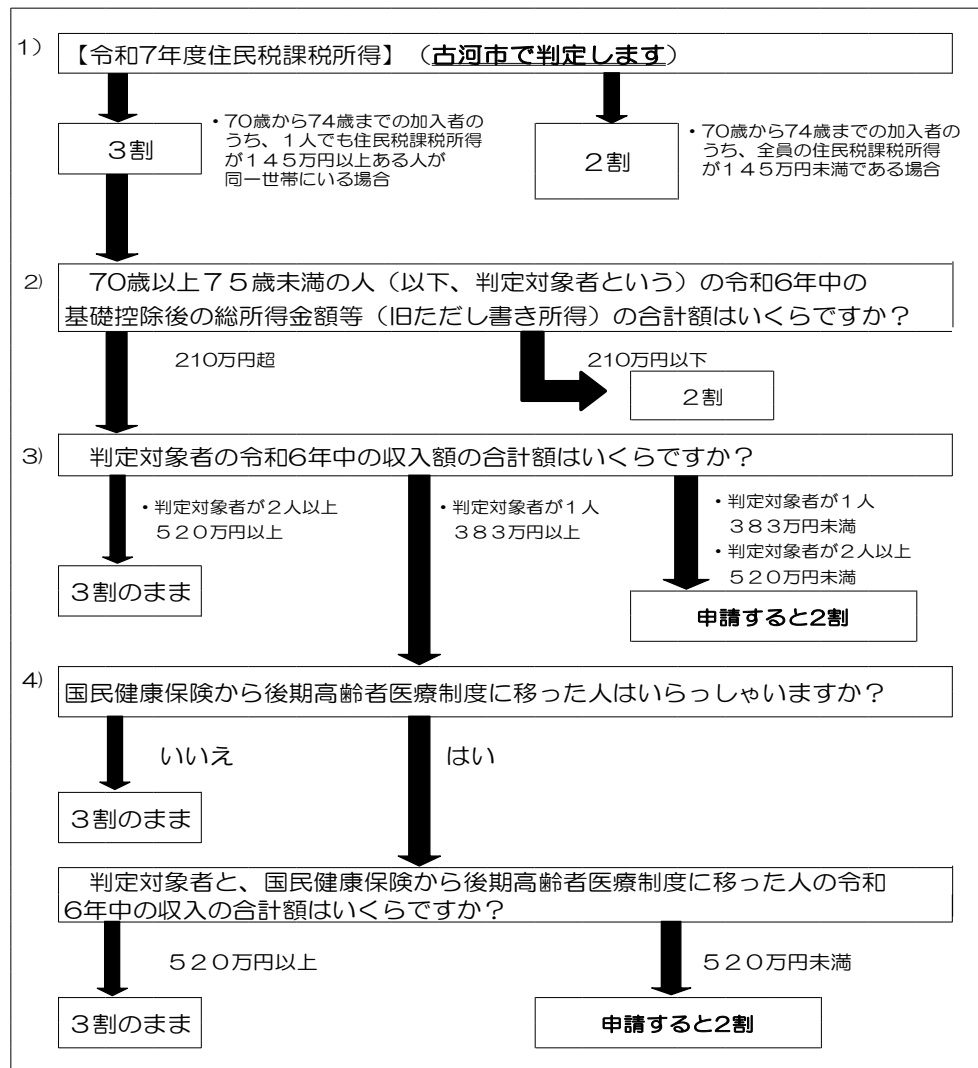
<自己負担限度額(月額) 70歳以上75歳未満>

区分		自己負担割合 ＜※5＞	外来 （個人）	外来＋入院 （世帯）
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	3割	252,600円 ＋ （医療費－842,000円）×1% ＜※1＞	
	課税所得 380万円以上		167,400円 ＋ （医療費－558,000円）×1% ＜※2＞	
	課税所得 145万円以上		80,100円 ＋ （医療費－267,000円）×1% ＜※3＞	
一 般		2割	18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 ＜※3＞
住民税非課税 ＜※6＞		2割	8,000円	24,600円
住民税非課税 （一定所得以下） ＜※7＞				15,000円

【問い合わせ・申請窓口】

古河市役所 古河庁舎 国保年金課 国保係 TEL: 22-5111 (代表)
総和庁舎 市民総合窓口課 TEL: 92-3111 (代表)
三和庁舎 市民総合窓口室 TEL: 76-1511 (代表)

○ 70歳以上の人の自己負担割合は下記により判定されています。



【申請すると2割】に該当する人で、市が収入額を把握できる場合は、申請書の提出は不要です。2割負担の「お知らせ」・「確認書」を送付いたします。

【お知らせ】

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、医療機関・薬局の受付（カードリーダー）、マイナポータル、セブン銀行ATMのいずれかにて、初回の利用登録が必要です。詳細は同封のリーフレットをご覧ください。

○ 「限度額適用認定証（認定証）」について

医療費が高額になることが見込まれる場合は、マイナ保険証を利用するか、またはあらかじめ市に申請し、交付された認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額（月額）でとなります。

【申請要件】・国民健康保険税に滞納がないこと ・住民税未申告世帯でないこと
 ※70～74歳の人のうち、表面で「現役並み所得者（課税所得690万円以上）」または「一般」に該当する人は、「確認書」記載の負担割合で自己負担限度額が判断できるため、認定証の発行は不要です。申請の必要はありません。

■ マイナ保険証を利用する場合

マイナ保険証を利用できる医療機関では、患者本人が情報提供に同意することで、認定証を提示せずに自己負担限度額（月額）が適用されます。

申請要件に該当しているときは、受診の際に医療機関で手続きを行ってください。
 ※保険税に滞納があると情報提供されません。納税の相談にご来庁ください。

■ 市の窓口へ申請する場合

認定証の有効期限は7月31日(木)です。8月以降も認定証を使う場合は、再度申請してください。

【持参物】 ・認定証が必要な人の「確認書」 ・窓口に来る人の本人確認書類

○ 世帯に未申告者がいる場合

国民健康保険に加入している世帯員全員の令和6年分（令和6年1月から令和6年12月分まで）の所得申告を行っていない世帯は、自己負担割合および限度額が正しく計算されておりません。未申告の世帯員がいる場合には、早急に申告を行っていただきますようお願いします。

【申告についての問い合わせ先】 市民税課（古河庁舎）TEL22-5111（代表）

○ 社会保険に加入した・やめたときの手続きについて

次に該当する場合は、窓口、郵送またはオンラインにてお手続きをお願いします。

項目	手続きに必要なもの（窓口）
社会保険に加入したとき	国民健康保険の「確認書」（お持ちの場合）、社会保険の「確認書」または「お知らせ」、マイナンバーがわかるもの、本人確認書類
社会保険をやめたとき	社会保険の資格喪失証明書、マイナンバーがわかるもの、本人確認書類

※郵送でのお手続きの際には、別途届出書が必要です。

※詳細は古河市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/soshiki/kokuho/4/1680.html>

